

介護保険主治医意見書予診票に関する Q&A

Q1 岡山市が導入する予診票とはどのようなものか。

A1 要介護認定に必要な「主治医意見書」の作成に有効な情報を補完する資料で、被保険者を担当するケアマネジャーが、被保険者の日頃の生活状況や心身の変化等で主治医に参考になると思われる情報がある場合、主治医意見書作成のタイミングに合わせて主治医（医療機関）へ提出するものです。

Q2 どうして予診票を導入したのか。

A2 ① 医療・介護連携の強化

ケアマネジャーが主治医と繋がる機会が増え、連携が強化されることにより、医療・介護の切れ目のない連携の実現を目指す。

それにより、被保険者へ提供するケアの質の向上が期待できる。

② 主治医意見書作成の負担軽減

主治医意見書作成が難しい可能性がある被保険者について、ケアマネジャーから直近の生活状況等の情報を提供することによって、主治医が作成する意見書が、より実態に即した内容となることが期待できる。

以上を踏まえ、岡山市医師会、岡山市内医師会連合会、岡山県病院協会岡山支部、岡山県介護支援専門員協会（ケアマネ協会）のご助言、ご賛同をいただき導入となりました。

Q3 予診票提出の判断が難しいか。

A3 対象となる被保険者の状況が、「予診票の概要」の提出の要件に該当するとケアマネジャーが判断した場合にご提出ください。

Q4 新規認定申請者は予診票の対象外なのか。

A4 新規認定申請者であっても担当ケアマネジャーが付いていれば、必要に応じて提出をいただいても構いません。

Q5 本人、家族からの了承とは提出内容までを指すのか。

A5 提出の了承のみを基本とします。

Q6 これまで使用していた様式（独自の様式やメモなど）等を利用してよいのか。

A6 使用いただいても構いません。
岡山市の様式を独自に改変することをご遠慮ください。

Q7 予診票は項目全てを埋めないといけないか。

A7 全て埋める必要はありません。
主治医の参考となるよう、可能な限りご記入いただきますようお願いいたします。

Q8 予診票を提出する時期（タイミング）は具体的にいつになるのか。

A8 郵送であれば、その時の郵便事情や曜日の関係もあるので、厳密なこととは言えませんが、（資料「予診票の事務フロー」を参考に）申請日の2日程度前から申請日当日を目安に投函することにより、申請日から3日以内に主治医に届くようにしてください。

Q9 予診票の提出方法は、「郵送」と「持参」に限られるのか。

A9 双方合意のうえ、誤送信等がないという十分な検証等を行った場合は、電子メール、FAX 等の利用も可とします。
郵送の際、封筒に「予診票在中」と記してください。

Q10 （比較的大きな）病院へはどのようにして提出するのか。

A10 岡山県病院協会のご協力を得て、周知とともに予診票の提出窓口等を照会しており、確認できたものから、岡山市介護保険課ホームページにて公開します。

Q11 予診票の内容はどこまで反映されるのか。

A11 予診票はあくまでも主治医意見書作成の際の「参考」の位置づけとなります。
あくまで、意見書は主治医が作成するもので、予診票の内容を反映するかどうかは主治医の判断となります。
言うまでもなく、ケアマネジャーが予診票を提出する際は、医療への介入・介護度を上げることを目的としている等の誤解を招くことがないよう、公平公正で客観的な運用が求められます。

Q12 主治医から提出の要望があった場合、どうすればよいか。

A12 担当ケアマネジャーが必要と判断した場合で、対応が可能な場合は提出をお願いします。

Q13 予診票は加算の対象になるのか。

A13 法令等に定められている位置づけではないため、加算の対象にはなりません。

Q14 予診票を福祉事務所へ要介護認定申請と合わせて提出してもよいか。

A14 福祉事務所に提出しないでください。
福祉事務所が主治医へ届けることはありません。

令和4年10月21日